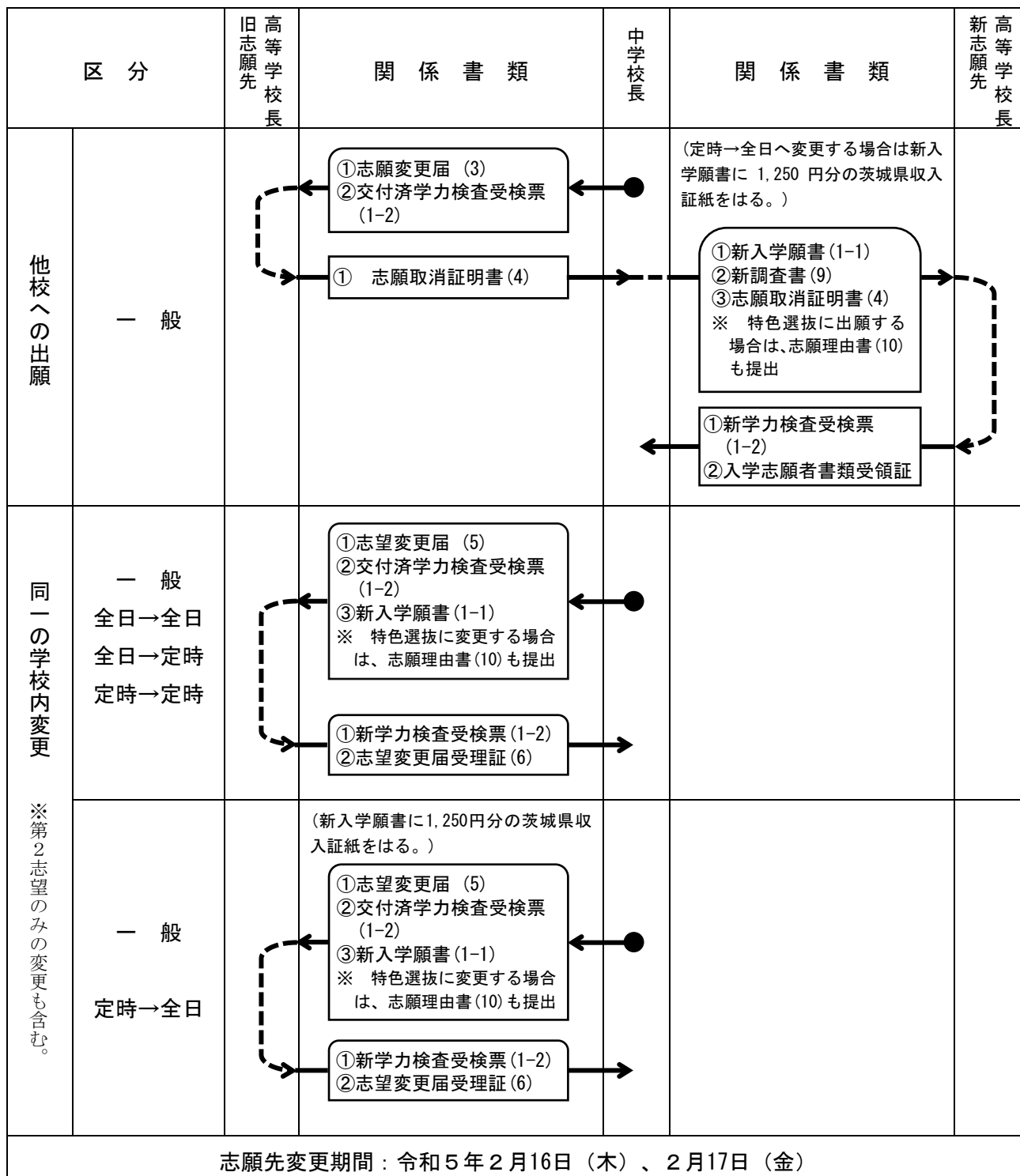


志願先変更手続の概略図



- 注 1 志望変更届受理証は、中学校長又は本人が保管するものとする。
- 2 他校への変更をする者については、新入学願書とともに新たに作成した調査書を提出するものとする。
なお、特色選抜に出願する者については、併せて志願理由書を提出するものとする。
- 3 同一学校内の変更については、新入学願書を提出するものとする。
なお、特色選抜に変更する者については、併せて志願理由書を提出するものとする。
- 4 自己申告書、転入に関する書類等は、新志願先高等学校長に提出する。ただし、旧志願先高等学校長から受け取り、新志願先高等学校長へ提出することもできる。
- 5 () 内の数字は様式番号を示す。
- 6 帰国子女特例選抜、外国人特例選抜及び定時制の成人特例選抜から一般入学への変更については、上記概略図に準じて取り扱うものとする。
- 7 連携型入学者選抜から他校の一般入学への変更については、上記概略図に準じて取り扱うものとする。
- 8 詳細については、本実施細則の各項を参照する。